

中泊町教育委員会公式ソーシャルメディア運用ガイドライン

令和6年1月22日
教育委員会教育課

1 目的

本方針は、中泊町教育委員会の公式ソーシャルメディアのアカウント（以下「教育委員会公式SNS」という。）の運用に関する事項について定めるものである。

2 基本方針

教育委員会公式SNSは、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等を行わず、意見・問い合わせについては、中泊町公式ホームページの「教育委員会へのお問い合わせ」において受け付けるものとする。

3 発信内容

教育委員会公式SNSは、中泊町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が運用し、中泊町の教育行政に関する情報や事業の情報等を発信する。

情報の発信にあたっては、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権をはじめとする産業財産権、その他の知的財産権等第三者の権利に関して十分留意することとする。

4 書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除またはアカウントのブロック等を行うものとする。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など当町または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 公告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人権・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評やそれらを流布・助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等プライバシーを侵害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの

- (13) 教育委員会が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 教育委員会の発信する内容に関係ないもの
- (15) その他、教育委員会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

5 知的財産権について

教育委員会公式SNSに掲載されている写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は中泊町又は正当な権利を有するものに帰属する。

教育委員会公式SNSの掲載記事に対する「いいね」等の機能（これに類する機能を含む）については、自由に使用できることとする。また、出所を明記して転載を可能とする。ただし、「無断転載を禁じます。」等の注記がある場合には、この限りではない。

6 免責事項

教育委員会公式SNSに掲載されている情報の正確性については万全を期しているが、利用者が教育委員会公式SNSの情報をを用いて行う一切の行為については、中泊町は責任を負うものではない。

教育委員会公式SNSに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、教育委員会公式SNSに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、中泊町は責任を負うものではない。

コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは中泊町に対し、投稿コンテンツを無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、中泊町に対して著作権を行使しないことに同意したものとす。

上記のほか、教育委員会公式SNSに関連して生じた、いかなる損害についても中泊町は一切の責任を負うものではない。

7 ガイドラインの周知・変更等

本運用方針の内容は中泊町公式ホームページに掲載し、必要に応じて事前に予告なく変更することができるものとする。